資料　６－３

こども大綱（抜粋）

目　次

第１　はじめに
　１　こども基本法の施行、こども大綱の策定
　２　これまでのこども関連３大綱を踏まえた課題認識
　３　こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」
第２　こども施策に関する基本的な方針
（１）こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
（２）こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
（３）こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
（４）良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
（５）若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む
（６）施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する
第３　こども施策に関する重要事項
　１　ライフステージを通した重要事項
　（１）こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
　（２）多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
　（３）こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
　（４）こどもの貧困対策
　（５）障害児支援・医療的ケア児等への支援
　（６）児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
　（７）こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
　２　ライフステージ別の重要事項
　（１）こどもの誕生前から幼児期まで
　　（妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保）
　　（こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実）
　（２）学童期・思春期
　　（こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等）
　　（居場所づくり）
　　（小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実）
　　（成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育）
　　（いじめ防止）
　　（不登校のこどもへの支援）

（校則の見直し）
（体罰や不適切な指導の防止）
（高校中退の予防、高校中退後の支援）
（３）青年期
（高等教育の修学支援、高等教育の充実）
（就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組）
（結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援）
（悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実）

３　子育て当事者への支援に関する重要事項

（１）子育てや教育に関する経済的負担の軽減
（２）地域子育て支援、家庭教育支援
（３）共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
（４）ひとり親家庭への支援

（以下、略）

第１　はじめに

１　こども基本法の施行、こども大綱の策定　（略）

２　これまでのこども関連３大綱を踏まえた課題認識　（略）

３　こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」
～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。

具体的には、全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

・心身ともに健やかに成長できる
・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
・様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができる
・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができる
・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

社会である。

そして、２０代、３０代を中心とする若い世代が、

・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる
・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と

意欲に応じて社会で活躍することができる
・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる
・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる
社会である。

こうした「こどもまんなか社会」の実現は、こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになることや、こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことにつながり、こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要である。また、その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高めることにつながる。すなわち、こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることにつながる。

こども大綱の使命は、常にこどもや若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者・子育て支援に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据え、こどもや若者を権利の主体として認識し、こどもや若者の視点で、こどもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより、「こどもまんなか社会」を実現していくことである。こども大綱は一度取りまとめられたら終わりというものではない。「こどもまんなか社会」の実現に向け、こどもや若者、子育て当事者等の意見を取り入れながら、次元の異なる少子化対策の実現に向けたこども未来戦略の推進とあわせて、こども大綱の下で進める施策の点検と見直しを図っていく。

（以下、略）